

○期日前投票と不在者投票について

Q 投票日に投票所に行けないときはどうすればよいですか？

A 投票日に仕事や旅行、その他予定がある人は、選挙の公示（告示）日の翌日から投票日の前日まで（土曜・日曜・祝日を含みます。）毎日午前8時30分から午後8時までの間、期日前投票をすることができます。

期日前投票所は、市役所、富士松市民センター及び東刈谷市民センターとなります。

Q 期日前投票をする際に、何を持っていけばよいですか？

A 期日前投票を行う際には、投票所入場券と宣誓書を受付に提出していただきます。宣誓書は投票所入場券裏面に記載されていますので、事前にご記入していただくとスムーズに投票することができます（「宣誓書」は期日前投票所入口にも用意してあります。）。

投票所入場券が届いていない場合や、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録され、選挙権がある場合は投票できます。

なお、宣誓書の記入には印鑑の必要はありません。

Q 出張等で他市区町村にいるけど、投票することはできますか？

A 仕事や旅行などで滞在している市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができますので、刈谷市選挙管理委員会に投票用紙の請求を行ってください。請求の方法は、「宣誓書（不在者投票請求書）」をご記入の上、直接又は郵送で刈谷市選挙管理委員会に行ってください。

選挙人名簿で照合したのち、投票用紙等を滞在地の住所に郵送しますので、滞在先のお近くの市区町村の選挙管理委員会で投票してください。

なお、郵送でのやり取りになりますので、投票用紙の請求はお早めをお願いします。

詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

※「宣誓書（不在者投票請求書）」は、各選挙前にホームページに掲載しますので、印刷してお使いください。

Q 病院に入院中の人は投票することができますか？

A 各都道府県選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設等に入院・入所されている方は、その施設で不在者投票ができます。

詳しくは、選挙管理委員会又は入院・入所されている病院等の事務所でお尋ねください。

Q 家で寝たきりの人は投票することができますか？

A 郵便等による不在者投票制度があります。「身体障害者手帳」、「戦傷病者手帳」又は「介護保険被保険者証」をお持ちの方で、一定の障害又は要介護5に該当する方は、自宅等で投票用紙に自書し、郵便等で選挙管理委員会へ送付する方法で不在者投票ができます。

この制度を利用するためには、あらかじめ選挙管理委員会に申請を行い、一定の障害等に該当するとして、「郵便等投票証明書」の交付を受けていることが必要です。

詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。